

千代田区立お茶の水小学校・幼稚園

児童保護会会則

第1章 名称および事務所

第1条 この会は、千代田区立お茶の水小学校・幼稚園児童保護会という。

第2条 この会は、事務所をお茶の水小学校内におく。

第2章 目的

第3条 この会は、保護者と教職員とが協力して、お茶の水の児童・園児の幸福な成長をはかることを目的とする。

第3章 活動

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の活動をする。

①教育について理解を深めると共に福祉の増進をはかる。

②会員相互の啓発向上につとめる。

③学校・幼稚園の教育環境の改善をはかると共に、その地域における社会教育の振興を助ける。

④会員相互の親睦をはかる。

第4章 会員

第5条 この会の会員は、次のとおりとする。

①お茶の水小学校・幼稚園に在籍する児童・園児の保護者。

②お茶の水小学校・幼稚園の教職員。

第5章 総会

第6条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。

第7条 総会は、定期総会および臨時総会とする。

①定期総会は、毎年度当初に開催する。

②臨時総会は、会長が必要と認めた時、もしくは会員の3分の1以上の要請があった時に開催する。

第8条 定期総会に付議すべき事項は、次のとおりである。

①会則の変更。

②会計決算および事業報告の承認。

③予算および事業計画の決定。

④役員の人事の承認を行う。

⑤その他、会長の必要があると認めた事項。

第9条 総会は、会長が議長となり、出席会員（委任状を含む）の過半数をもって決する。

第6章 全体委員会

第10条 全体委員会は、学級の委員・役員をもって構成され、会員の代議機関として総会に提出する議案の承認、その他の重要事項について審議する。

第11条 前条の学級の委員は、学級ごとに互選された保護者会員、各4名および教職員とする。ただし、役員および2つ以上の学級の委員を兼ねることはできない。

第12条 学級の委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

第13条 全体委員会は、毎年度1回以上開催する。

第14条 全体委員会の招集、および議事運営については、会長が議長となり、出席会員の過半数をもって決する。

第7章 運営委員会

第15条 運営委員会は、役員、各活動部の部長およびわかば会会長をもって構成される。全体委員会に提出する議案の作成、その他この会の運営に関する事項を審議する。

第16条 運営委員会は、会長が必要と認めた時に随時開催する。

第17条 運営委員会の招集、および議事運営については、第14条の規定を準用する。

第8章 役員会

第18条 役員会は、役員をもって構成される。運営委員会に提出する議案の作成、その他この会の運営に関する事項を審議する。

第19条 役員会は、会長が必要と認めた時に随時開催する。

第20条 役員会の招集および議事運営については、第14条の規定を準用する。

第9章 役員

第21条 この会に、次の役員をおく。

①会長 1名

②副会長 4名（内学校・幼稚園 1名：副校長）

③会計 4名（内学校・幼稚園 2名：副園長・主幹教諭等）

④庶務 2名

⑤会計監査 3名（内保護会役員経験者 1名、内学校 1名：主幹教諭等）

上記役員定数の変更は、総会もしくは全体委員会の議決を経て定める事ができる。

ただし、全体委員会で議決された場合、その結果は、次期総会に報告しなければならない。

第22条 役員は、選考委員会により選考された候補者が、総会の承認を経て就任する。

第23条 選考委員会は、推薦委員会において推薦委員のうちから互選された選考委員をもって構成される。

第24条 推薦委員会は、学級委員のうちから学級ごとに互選された者各1名・各活動部の部長および役員をもって構成される。

第25条 役員の任期は、就任後の次の定期総会までとし、再任を妨げない。

第26条 役員は、次の職務を行う。

①会長は、この会を代表し、会務を総理する。

②副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。

③会計は、この会の経理事務を処理し、予算の編成、決算の作成に協力する。

④庶務は、この会の庶務事項を処理する。

⑤会計監査は、この会の会計監査をする。

第10章 校長・顧問・相談役・名誉会員

第27条 校長は、すべての会において意見を述べる事ができる。

第28条 名誉会員は、この会に対して特に功績のあった者を会長が推薦し、総会または全体委員会にはかって委嘱する。

第29条 顧問および相談役は、総会または全体委員会にはかって委嘱する。

第 1 1 章 活 動 部

第 3 0 条 この会の活動を推進するため次の活動部をおき、それぞれ業務を分担する。

① 学年学級部

一般庶務・慶弔に関する事項、および学年学級の連絡・調整に関する事項。

② 厚生部

地域の教育的環境・児童の校外生活、および保健厚生に関する事項。

③ 広報部

会報の発行・広報に関する事項。

④ 校外部

「こども 1 1 0 番の家」の活動、および地域の校外活動に関する事項。

第 3 1 条 前条の活動部は、学級の委員をもって構成される。ただし、同一学級から選出された学級の委員は、それぞれ異なる活動部に所属しなければならない。

第 3 2 条 活動部には、それぞれ部長 1 名、および副部長 1 名をおく。部長および副部長は、活動部ごとに互選する。

第 1 2 章 会 費

第 3 3 条 この会の運営にあたり、会員より定められた会費を徴収する。

第 3 4 条 会費の改定・徴収方法の変更は、総会もしくは全体委員会の議決を経て定めることができる。ただし、全体委員会で議決された場合、その結果は、次期総会に報告しなければならない。

第 1 3 章 会 計

第 3 5 条 この会の活動に要する経費は、会費・寄付金およびその他の収入をもって支弁する。

第 3 6 条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第 3 7 条 この会の決算は、会計監査員による監査を経て、総会に報告され承認を得なければならない。

第 3 8 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

第 1 4 章 慶 弔 費

第 3 9 条 この規定は、お茶の水小学校・幼稚園に於いて贈与する慶弔金を定めるものである。

第 4 0 条 贈与を受ける者の範囲は次のとおりとする。

① 本会会員

② お茶の水小学校・幼稚園在籍の児童・園児

③ 本会会員教職員（本人の配偶者、父母、子及び同居の義父母）

④ お茶の水小学校・幼稚園在籍非会員の教職員（本人の配偶者、父母、子及び同居の義父母）

⑤ その他お茶の水小学校・幼稚園のために特に必要と認められた者

第 4 1 条 贈与の事由は次のとおりとする。

死亡、傷病、結婚、出産

※ 傷病はおおむね 2 0 日以上入院・加療を要する場合とする。

第 4 2 条 贈与の事由は本人の申し出または他の会員の連絡により会長がこれを認めたときに生ずるものとする。

第43条 慶弔金基準は次のとおりとする。

	死亡	傷病	結婚	出産
本会会員（保護者）	10,000+花輪等			
本会会員教職員	10,000+花輪等	5,000	10,000	5,000
在籍児童・園児	10,000+花輪等	5,000		
本会会員教職員の家族	5,000+花輪等			
非会員教職員	5,000+花輪等	5,000		
非会員教職員の家族	5,000			
その他	基本			
顧問・相談役	10,000+花輪等			
現役町会長等	5,000+花輪等			

第44条 会長が基準額以上の慶弔金贈与を必要と認めた場合は、役員会の承認を得て行うものとする。

第40条⑤に該当する者ありと認めた場合も上記に同じとする。

第45条 慶弔金は場合により基準額相当の物品にて贈与することができる。

第46条 礼金の金品は一切受領しないものとする。

第47条 本規定になき事項は役員会に於いて処置する。

第15章 細 則

第48条 この会の運営に関し必要な細則は、この会則に反しない限りにおいて、全体委員会の議決を経て定めることができる。

ただし、その結果は、次期総会に報告しなければならない。

第16章 改 正

第49条 この会則は、総会において出席会員（委任状を含む）の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。

※ 付 則

第50条 この会則は、令和 元年 7月 1日から施行する。

この会則は、令和 3年 4月30日から施行する。

この会則は、令和 4年 4月21日から施行する。